## 監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、神奈川県人事委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成28年6月17日

神奈川県監査委員真島審一同高岡香同土井りゅうすけ同赤井かずのり

## 1 措置の対象となった監査の結果

平成27年11月27日(神奈川県公報号外第80号)神奈川県監査委員公表第23号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち人事委員会分1箇所に係る1事項

## 2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
人事委員会 事務局総務 課	平成27年9月 18日(平成27 年8月17日職 員調査)	(不適切事項) 契約事務において、会計局長 通知による契約書作成日の特例 に該当しないにもかかわらず、 乗用自動車借上げ契約ほか1件 (支払合計額289,580円)の締結 に当たり、平成26年4月9日に 締結した契約において、同月3 日に遡及して契約の効力が生じ ることとしていた。また、おい て、同月2日に遡及して契約の 効力が生じることとしていた。	不適切事項については、契約 に係る関係規定及び会計局長通 知の理解が不十分であったこと によるものである。 今後は、このようなことがな いよう、関係規定等の適用につ いて複数職員で検討し、関係所 管課へ十分確認を行うなど事務 執行の方法を改善するととも に、局内で研修を実施して、 領 報共有を図り、再発防止を徹底 することにより、適正な事務執 行に努めることとした。